

弘前市発注の建設工事における技術者等の取扱いについて

1 技術者等の定義

(1) 営業所の専任技術者（建設業法第7条第2号及び第15条第2号）

営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められている者。

(2) 主任技術者（建設業法第26条第1項）

請け負った建設工事を施工する場合に工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者。

(3) 監理技術者（建設業法第26条第2項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は、6,000万円）以上となる場合に工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者。

(4) 特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書）

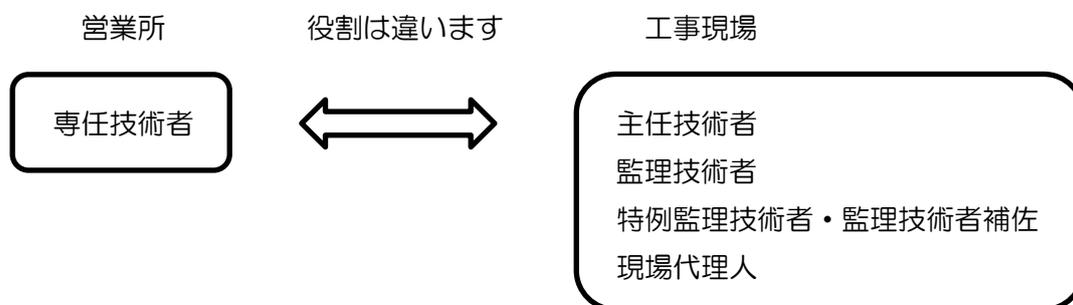
監理技術者補佐を工事現場に専任で設置した場合に兼務が認められる監理技術者。

(5) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書）

監理技術者の行うべき建設業法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者。

(6) 現場代理人（契約約款第10条第2項）

工事現場に常駐し、建設工事の運営及び取締りを行う権限を有する者。



2 技術者等の雇用関係

(1) 営業所の専任技術者

雇用契約等により所属建設業者と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務している必要があります。

(2) 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人

所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要があります。

なお、請負代金の額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の建設工事に設置する専任の主任技術者又は監理技術者、若しくは特例監理技術者及び監理技術者補佐については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があることに加え、一般競争入札及び指名競争入札にあっては入札執行の日（ただし、入札執行前に入札参加申請又は入札参加資格審査申請を行う場合は、当該申請の日）、随意契約にあっては見積書の提出があった日以前に3か

月以上の雇用関係にあることが必要です。

(注1) 合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合は、変更前の建設業者と3か月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

(注2) 在籍出向者や派遣社員は、直接的な雇用関係にあるとは認められません。

(注3) 工事期間のみの短期雇用は、恒常的な雇用関係にあるとは認められません。

(注4) 大規模災害等対策において円滑な施工を確保するため市長が必要と認めた場合は、恒常的な雇用関係としての3か月以上の要件を緩和することがあります。

3 技術者の建設工事への設置

(1) 建設業法における技術者制度

許可の種類	特定建設業		一般建設業
元請工事における 下請金額の合計 (※1)	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は 契約できない
工事現場に置くべき 技術者	・ 監理技術者 又は ・ 特例監理技術者及び 監理技術者補佐	・ 主任技術者	
技術者の資格要件	・ 1級国家資格者 ・ 指定建設業の場合は、 大臣特別認定者(※2) ・ 指定建設業以外の場合 は、実務経験者	・ 1級、2級国家資格者 ・ 実務経験者	
技術者の現場専任 (※3)	公共性のある請負金額 3,500万円以上の建設工事(※4)		

(※1) 建築一式工事の場合 6,000万円

(※2) 指定建設業とは、土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事の7業種

(※3) 特例監理技術者を除く。

(※4) 建築一式工事の場合 7,000万円

(2) 市発注工事における技術者の設置

市発注工事における技術者の設置については、(1)によるもののほか、より適正な施工を確保するため、次のとおりとします。

ア 監理技術者補佐の資格

監理技術者補佐となるためには、特例監理技術者に求める資格と同一の業種について、主任技術者の資格を有する者(建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者)のうち1級の技術検定の第1次検定に合格した者(1級施工管理技士補)又は1級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要で

す。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られるものとします。

イ 営業所の専任技術者の工事現場への設置

市発注工事の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐については、(1)の表の「技術者の現場専任」欄に掲げる金額以上の建設工事の場合、その担当する業種にかかわらず営業所の専任技術者の設置は認めないこととします。なお、(1)※3のとおり特例監理技術者は現場専任の対象ではありませんが、その担当する業種にかかわらず営業所の専任技術者の設置は認めないこととします。

また、現場代理人については、これまでの取扱いと同様、請負金額や、その担当する業種にかかわらず営業所の専任技術者の設置は認めないこととします。

4 技術者等の専任期間

(1) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任期間

主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は、原則として契約工期の期間となります。ただし、次の期間については工事現場への専任は要しません。(建設業法第26条第3項)

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）
- ② 建設工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 工場製作を含む建設工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

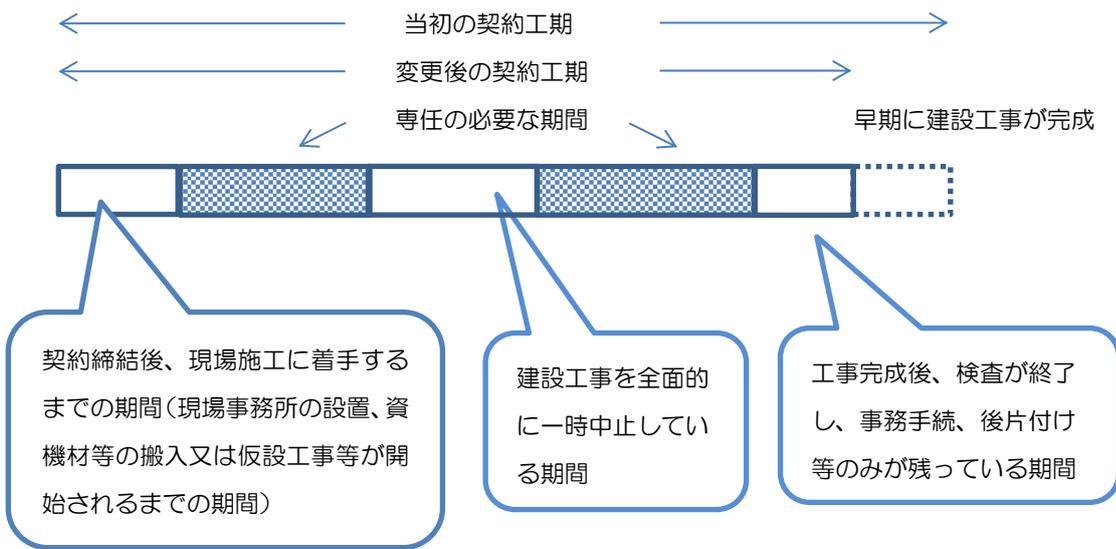
なお、③に関して、工場製作の過程を含む建設工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要がありますが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができるものとします。

(2) 現場代理人の常駐期間

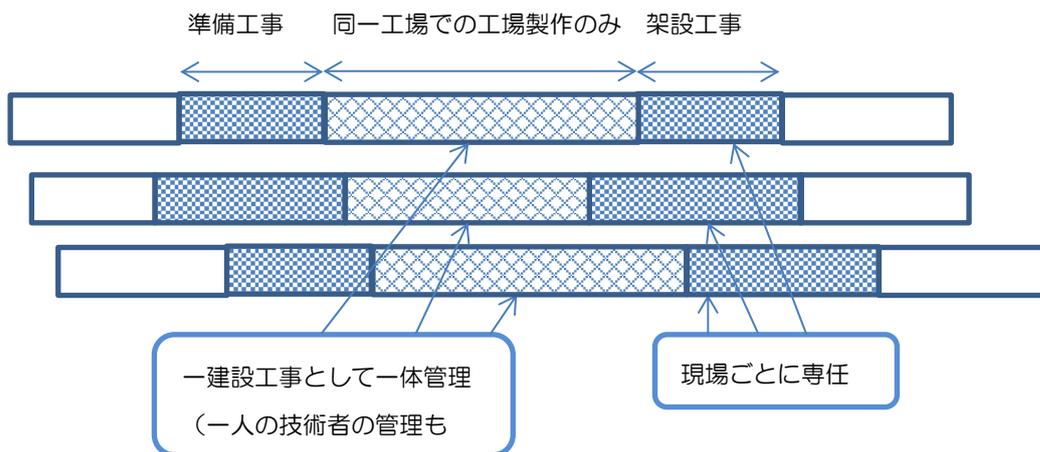
現場代理人は、工事現場に常駐することになっています。(契約約款第10条第2項)ただし、次のように工事現場の運営及び取締りを行う権限の行使に支障がなく、かつ、発注者と常に携帯電話等による連絡体制が確保されている場合は、工事現場に常駐しなくてもよいこととすることができます。(契約約款第10条第3項)

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）
- ② 建設工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない程度の建設工事の規模及び内容であるものについて、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものではないと判断される期間

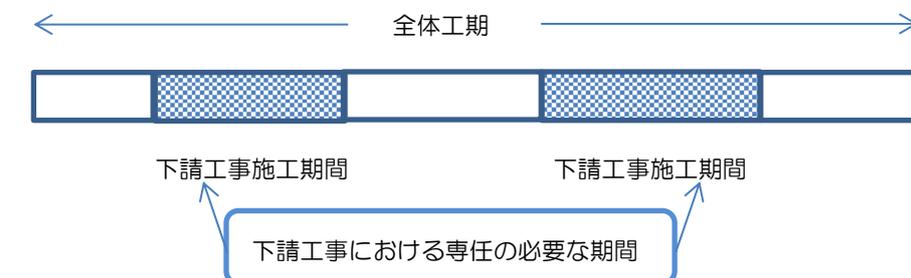
◇専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任期間



◇工場製作のみが行われている期間



◇下請工事であっても主任技術者の専任が必要



建設工事が3次下請業者まで下請されている場合で、3次下請業者が作業を行っている日については、1次及び2次下請業者は自らが直接施工する建設工事が無いときであっても、その主任技術者は現場に専任していなければなりません。

5 技術者等の兼務

(1) 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐と現場代理人との兼務

主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐は、当該工事現場の現場代理人を兼ねることができます。

(2) 二以上の建設工事の技術者等の兼務

ア 現場代理人

次のいずれかの場合で市長が認めた場合に限り、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事又は同時に発注された複数の建設工事の現場代理人を兼ねることができます。ただし、兼務できる建設工事の総数は、**3件**（④ただし書にあっては、**2件**）までとします。

- ① 既に施工中の建設工事と同一工事現場内で、追加工事を同一の者が施工することが合理的と判断されたため、随意契約した建設工事
- ② 既に施工中の建設工事の追加工事で、現在施工中の者が落札した建設工事
- ③ 一つの建設工事を分割発注し、同一の者が落札した建設工事
- ④ 工事現場の相互の間隔が、直線距離で概ね 10 キロメートル以内の近接工事。ただし、現場代理人が特例監理技術者を兼務する場合は、工事現場が弘前市内の工事、又は工事現場の相互の間隔が直線距離で概ね 10 キロメートル以内の近接工事
- ⑤ 災害等緊急を要する建設工事
- ⑥ 請負代金の額が 3,500 万円（建築一式工事にあっては 7,000 万円）未満の建設工事

イ 主任技術者

専任の主任技術者は、次のいずれかの場合で市長が認めた場合に限り、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事又は同時に発注された複数の建設工事の専任の主任技術者を兼ねることができます。ただし、兼務できる建設工事の総数は、2件までとします。

- ① 既に施工中の建設工事と同一工事現場内で、追加工事を同一の者が施工することが合理的と判断されたため、随意契約した建設工事
- ② 既に施工中の建設工事の追加工事で、現在施工中の者が落札した建設工事
- ③ 一つの建設工事を分割発注し、同一の者が落札した建設工事
- ④ 工事現場の相互の間隔が、直線距離で概ね 10 キロメートル以内の近接工事
- ⑤ 災害等緊急を要する建設工事

ウ 監理技術者

専任の監理技術者は、「既に施工中の建設工事と同一工事現場内で、追加工事を同一の者が施工することが合理的と判断されたため、随意契約した建設工事がある場合」など、契約工期の重複する複数の請負契約に係る建設工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約した建設工事の場合に限る。）で、市長が認めた場合に限り、既に施工中の建設工事と新たに施工する建設工事の専任の監理技術者を兼ねることができます。

エ 特例監理技術者及び監理技術者補佐

特例監理技術者は複数の工事現場を兼務できますが、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で設置しなければなりません。なお、特例監理技術者が兼務できる建設工事の総数は、2件までとします。

兼務できる工事現場の範囲は、工事現場が弘前市内の工事、又は工事現場の相互の間隔が直線距離で概ね 10 キロメートル以内の近接工事とします。兼務する場合には、監理技術者補佐が担う業務や情報通信技術の活用方針等について、事前に確認するものとします。

※注意 専任を要する主任技術者等の兼務に当たっては、兼務する建設工事が市発注工事（上下水道部発注分を含む。）以外の建設工事を含む場合は、弘前市以外の発注者が専任を要する主任技術者等の兼務を承諾していることが必要となります。

また、発注する建設工事の施工内容や難易度等により、技術者等の兼務を認めがたい建設工事である場合は、兼務を認めないことがありますので、留意してください。

◇兼務要件など

職務	兼務できる要件	常駐又は専任を要しない期間	雇用の条件
現場代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・3,500万円以上の場合、専任の主任技術者とほぼ同様の要件 ・3,500万円未満の工事同士 ・兼務できる工事は3件まで（特例監理技術者を兼務する場合は、工事現場が市内の工事又は概ね直線10km以内の近接工事2件まで） ・金額にかかわらず、営業所の専任技術者は兼務不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約後、現場施工に着手するまでの期間 ・全面的に一時中止している期間 ・技術者の現場専任を要しない程度の規模・内容の建設工事で、安全管理・工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難ではないと判断される期間 	直接的かつ恒常的な雇用関係
専任を要しない主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・専任を要しない工事同士 ・営業所の専任技術者が兼務可能 		
専任の主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・同現場の追加工事を同一業者が随契 ・追加工事を施工中の業者が落札 ・分割発注工事を同一業者が落札 ・概ね直線 10km 以内の近接工事 ・災害等緊急を要する工事 ・兼務できる工事は 2 件まで ・営業所の専任技術者は兼務不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約後、現場施工に着手するまでの期間 ・全面的に一時中止している期間 ・工場製作のみが行われている期間 ・検査が終了し、後片付けのみが残っている期間 	3か月以上の直接的・恒常的な雇用関係
専任の監理技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・同現場の追加工事を同一業者が随契 ・工期の重複する工事で、かつ、工事対象となる工作物等に一体性が認められる場合（当初工事以外の工事が随契の場合のみ） ・営業所の専任技術者は兼務不可 		
監理技術者補佐	<ul style="list-style-type: none"> ・他の工事の職務とは兼務不可 ・営業所の専任技術者は兼務不可 		

職務	兼務できる要件	常駐又は専任を 要しない期間	雇用の条件
特例監理技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事現場が市内の工事 ・ 概ね直線 10km 以内の近接工事 ・ それぞれの工事に監理技術者補佐を設置 ・ 兼務できる工事は 2 件まで ・ 営業所の専任技術者は兼務不可 	/	3か月以上の直接的・恒常的な雇用関係

(3) 技術者等の兼務手続について

ア 現場代理人を兼務する場合

現場代理人の兼務を希望する場合は、契約締結後、現在従事している建設工事の工事監督職員へ「現場代理人兼務届」を提出するとともに、新たに契約した建設工事に係る「現場代理人及び主任技術者等届」に「現場代理人兼務届」を添付し、工事監督職員へ提出してください。

イ 専任を要する主任技術者を兼務する場合

① 新たに契約する建設工事が技術者を専任で設置しなければならない場合

落札決定後、「配置予定技術者調書」に「主任（特例監理）技術者兼務届」を添付し、契約担当課へ提出してください。

また、契約締結後、現在従事している建設工事の工事監督職員へ「主任（特例監理）技術者兼務届」を提出するとともに、新たに契約した建設工事に係る「現場代理人及び主任技術者等届」に「主任（特例監理）技術者兼務届」を添付し、工事監督職員へ提出してください。

② 上記①以外の場合

契約締結後、現在従事している建設工事の工事監督職員へ「主任（特例監理）技術者兼務届」を提出するとともに、新たに契約した建設工事に係る「現場代理人及び主任技術者等届」に「主任（特例監理）技術者兼務届」を添付し、工事監督職員へ提出してください。

なお、特例監理技術者として兼務を希望する場合で、現在従事している建設工事の「現場代理人及び主任技術者等届」において監理技術者補佐を記載していない場合は、監理技術者補佐を記載した「現場代理人及び主任技術者等変更届」を工事監督職員へ提出してください（便宜上、「現場代理人及び主任技術者等変更届」を提出していただきますが、下記 6（1）なお書のとおり、監理技術者から特例監理技術者への変更は技術者の変更には該当しません。）。

ウ 「現場代理人兼務届」又は「主任（特例監理）技術者兼務届」の記載内容について

技術者等の兼務手続に係る「現場代理人兼務届」または「主任（特例監理）技術者兼務届」の記載内容に虚偽記載等があった場合は、指名停止等の措置を講じることがあります。

6 施工中の技術者の変更

(1) 変更できる要件

施工中の建設工事の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐は、次のいずれかの場合で市長が認めた場合に限り変更することができます。なお、監理技術者から特例監理技術者への変更又は特例監理技術者から監理技術者への変更は、技術者の変更には該当

しませんが、施工体制が変更となることから「現場代理人及び主任技術者等変更届」を提出してください。

- ① 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐のやむを得ない事情（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等）により変更が必要なとき。
- ② 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で工場製作が完了したとき。
- ③ 発注者の都合により工事中止等が行われ工期が延長されたとき。
- ④ 発注者の都合により大幅な工期延長が行われたとき。

（２）変更後の技術者の要件

変更後の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐は、次の要件を満たす必要があります。

- ① 変更前の技術者と同等以上の資格、資格取得後の経験年数及び施工経験を有すること。
（注）総合評価落札方式により契約した建設工事にあつては、当該工事の入札参加資格審査申請書類の提出時に記載した配置予定技術者の能力と同等以上の能力が必要です。
- ② 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の変更に際し、引継ぎに必要な時間を確保するため、一定の期間、新旧の技術者を重複して設置できること。

7 技術者を設置しなかった場合等の措置

（１）落札決定後、契約締結前の措置

落札決定後契約締結前までに、落札者が技術者を設置できないことが明らかとなった場合は、当該建設業者の落札決定を取り消し、次順位者を落札者とします。

（２）契約締結後の措置

契約締結後、技術者を設置できないことが明らかとなった場合は、契約を解除します。

（３）指名停止等の措置

（１）又は（２）の事実が明らかとなった場合は、市は指名停止等の措置を講じることとします。

8 その他

- （１）技術者等の兼務を認める建設工事の場合、特記仕様書等において、その旨を明示します。
- （２）総合評価落札方式により入札を行う建設工事にあつては、原則として、落札決定後の配置予定技術者の変更は認められないことから、他の建設工事との兼務を予定している配置予定技術者で入札参加資格審査申請を行う際は、兼務要件に十分注意してください。
- （３）技術者等の取扱いに関しては、本取扱いによるほか、国土交通省の制定する「監理技術者制度運用マニュアル」（最新のもの）によります。

附 則

この取扱いは、平成28年6月1日から施行（指名通知又は入札公告を行うものから適用）します。

附 則

この取扱いは、令和4年4月1日から施行（同日以後に指名通知又は入札公告を行うものから適用）します。